

2011 年度 特定家庭用機器の再商品化等報告

家電リサイクル法第 22 条第 2 項に基づき、株式会社ピクセラ（以下、ピクセラ）が実施した特定家庭用機器廃棄物の再商品化等実績をご報告いたします。

ピクセラでは、テレビジョン受信機（液晶式）が回収・リサイクルの対象品目となっております。

1. 家庭用機器廃棄物の再商品化等実績状況

項目	テレビジョン受信機（液晶式）
指定取引場所での引取台数（台）	268
再商品化等処理台数（台）	183
再商品化等処理重量[A]（kg）	2,210
再商品化重量[B]（kg）	1,832
再商品化等[B÷A]（%）	82

2. 施行規則 47 条 1 号に基づく総括報告

製品の部品または材料として利用する者に、有償または無償で譲渡し得る状態にした場合の当該部品および材料の総重量。

部品および材料名	テレビジョン受信機（液晶式）
鉄（kg）	870
銅（kg）	31
アルミニウム（kg）	90
非鉄・鉄等混合物（kg）	29
その他の有価物（kg）※	793
総重量（kg）	1,813

※「その他の有価物」は、プラスチック等。